

令和元年度第9回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年12月19日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター 2Aクラブ室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

7番	野谷	茂	8番	倉持	純子
----	----	---	----	----	----

8 議 事

議案第12号 非農地証明について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第9回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、人・農地プランの実質化に関する講演や他県の農業委員会会長が逮捕されたことによる綱紀保持に関する申し合わせ決議等が行われました。綱紀保持については、今後、各農業委員会で決議を行うことになるようです。集会終了後は、国会議員に対し要請活動を行いました。

翌年1月7日に開催される新春の集いの案内が来ているかと思いますが、二宮町がどのような方向で進んでいるのか等分かりますので、ご都合が合えばご参加していただきたいと思います。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第9回総会の議事録署名委員につきましては、7番野谷茂委員、8番倉持委員にお願いします。

続きまして、日程第3の議事に入ります。議案第12号非農地証明について、議題といたします。本案件は西山委員に係る案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に西山委員の退席を求めます。

事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

— 議案第12号朗読 —

### 【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。小林委員、お願いします。

### 【委員】

12月12日に中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

場所は、東京大学果樹園跡地の西側にある市街化調整区域の土地です。

申請地は、航空写真から確認できるとおり、少なくとも昭和44年から住宅用通路として、隣地の住宅と一体で使用され現在に至っており、農地に復元するのは難しく、非農地とすることはやむを得ないものと思われます。

### 【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは、補足説明いたします。

議案第12号関係資料をご覧ください。まず1ページに非農地証明願、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに経過書等、5ページに現況写真、6ページに航空写真を添付しております。

経過については、4ページに記載がございますが、北側の隣地が住宅として使用されていた昭和28年頃から、申請地も住宅通路として一体として使用されております。

また、都市計画の線引きが行われた昭和46年より前の昭和44年には、西側の隣地に貸家4棟が建築された際に、申請地の一部に越境して貸家が建築され、農地転用の手続きは行われずに現在に至っており、昭和44年時の航空写真からも農地として使用されていないことは確認できます。

非農地証明は、非農地と認められる土地について、農業委員会が交付することができることになっております。

非農地とは、神奈川県が定める「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定されており、6つの要件を全て満たす土地となります。1点目、10年以上が経過していること。申請地は、進入路として利用され、60年以上経過しております。2点目、農用地区域に設定されていないこと。申請地は、農用地区域外となっております。3点目、立地等の条件が、農地区分の甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。申請地は、第2種農地ですので、該当しません。4点目、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。申請地は、宅地及び道路に囲まれた土地であり、該当しません。5点目、当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。申請地は、筆全体に対する申請であり、筆の一部ではありません。6点目、当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ今後追及する見込みがないこと。申請地は、今まで違反転用として追及したことはなく、今後も追及する見込みはありません。

以上のことから、非農地に該当する条件を満たしていると考えられます。また、今後も進入路及び貸家敷地として使用していくということです。

以上、委員皆様のご審議をお願いいたします。

## 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

## 【委員】

貸家は昭和44年に建ったとのことですが、地目が農地のままであるのは何故でしょうか。

**【事務局】**

貸家を建てた際に、農地である当該申請地に越境していることを認識していなかったと思われま

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第12号非農地証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」といたします。

それでは、西山委員の復席をお願いします。西山委員、ただいまの議案第12号については、「原案のとおり証明する」とこととされましたので報告いたします。

続きまして、議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。本案件のNO3及び4は井上委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

NO1及び2について、事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第13号NO1及び2朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1及び2について、井上委員、お願いします。

**【委員】**

12月12日に一色地区農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、一色の高道に位置する農用地区域の農地2筆で、面積は1,843㎡のうち1,229㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。

続きまして、NO1及び2について、事務局より補足説明をお願いします。

## 【事務局】

本議案のNO1からNO4は、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっておりますが、案件の説明の前に、制度変更についてご説明いたします。

令和元年5月24日に改正された農地中間管理事業の推進に関する法律が令和元年11月1日に施行され、中間管理機構を利用した利用権設定の手続きが変更されました。従来は地権者から中間管理機構への貸借について農業委員会が審議及び決定した後、県が行う配分計画による手続きを以って中間管理機構から借主に貸し付けされましたが、今回の改正により、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で行うことができるよう手続きが簡素化しました。

それに伴い、農業委員会では、中間管理機構から借主への貸し付けについても同時に審議することとなります。

では、NO1及び2について補足説明いたします。

議案第13号関係資料をご覧ください。NO1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっております、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっております、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページに添付しております。なお、当案件は、新規申請となっております。

当該地は、既にみかんが植えられており、借主は引き続きみかんを栽培する計画ですが、栽培方法は有機農法を予定しています。有機農法については、地権者の合意が得られており、また、病虫害や苦情等の問題が生じた際には、借主の責任において適切に対処する旨の覚書が交わされております。

借主については、平塚市において令和元年9月に認定新規就農者として認定された方であり、認定に係る就農計画は、平塚市、大磯町、二宮町、JA等により組織された湘南地域担い手育成総合支援協議会において審査・認定されているため、特段問題はないと思われま。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

## 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

## 【委員】

借賃が標準と比べると高いように思われますが、何か理由があるのでしょうか。

**【事務局】**

借賃につきましては、地権者と借主、双方の合意により設定されております。

**【委員】**

既に植えられているみかんの木は大きく育っており、収量も多く見込めることから、それらを勘案しての借賃だと思われます。果樹ではなく畑ですと、借主が種を植えるところから始まりますので、その違いではないでしょうか。

**【議長】**

地権者が長年栽培してきたみかんの木を借主が引き続き栽培する案件ですので、推測ですが、当初から収益が見込めることから設定されたものだと思います。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO1及び2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

それでは、NO3及び4について議題といたしますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に井上委員に退席を求めます。

NO3及び4事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第13号NO3及び4朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO3及び4について、橘川委員、お願いします。

**【委員】**

12月12日に一色地区農業委員および事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、一色の高道に位置する農用地区域の農地4筆で、面積は3,140㎡のうち1,911㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

**【議長】**

お疲れ様でした。

続きまして、NO3及び4について、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

NO3及び4について補足説明いたします。

議案第13号関係資料をご覧ください。NO3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、12ページから15ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、16ページから20ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は21ページに、公図の写しは22・23ページに添付しております。なお、当案件は、新規申請となっています。

当該地は、既にみかんが植えられており、借主は引き続きみかんを栽培する計画ですが、その内の一部については、みかん、その他果樹の補植及び改植を予定しており、地権者から認める旨の覚書が交わされております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われまます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

NO1及び2と同様にみかんの栽培ということですが、NO1及び2と比較すると借賃が安いのはなぜでしょうか。

**【事務局】**

NO3及び4については、補植及び改植を予定していることから、それを勘案しての借賃だと思われまます。

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO3及び4について、「原案のとおり決定する」

ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とことといたします。

それでは、井上委員の復席をお願いします。井上委員、ただいまの議案第13号NO3及び4については、「原案のとおり決定する」とこととされましたので報告いたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時20分閉会